

# 契約したけど、やっぱりやめたい クーリング・オフできる？



私たちの生活は、食料品を買う、電気代を払うなど、両者の合意に基づく契約で成り立っています。通常、契約は口約束でも成立し、一旦成立した契約を一方的にやめることはできません。

しかし、不意に勧誘され、冷静に判断できないまま契約した場合などの特定の取引においては、消費者保護の観点からクーリング・オフの制度が設けられています。

## クーリング・オフ制度とは

訪問販売など特定の取引で商品やサービスを契約した場合などに、申込または契約してから一定期間内に書面またはメールなどで通知すれば、消費者が無条件で契約の解除ができる制度です。

## クーリング・オフすると

- 支払った代金 ⇒ 全額返金される
- 受け取った商品 ⇒ 送料を事業者負担で返品
- 始まった工事 ⇒ 事業者負担で回復を求めることができる



**ただし、クーリング・オフできる取引は、  
特定商取引法等で定められている取引に限られます。**

## クーリング・オフできる取引

### ★特定商取引法によるクーリング・オフ

取引形態	期間
訪問販売	8日間
電話勧誘販売	
特定継続的役務提供 (エステ・家庭教師など)	
訪問購入	
連鎖販売取引(マルチ商法)	20日間
業務提供誘引販売取引 (内職・モニター商法)	

### ★特定商取引法以外でクーリング・オフ制度 がある主な契約(それぞれ条件があります)

保険契約、宅地建物取引、有料老人ホーム  
入居契約、など

## クーリング・オフできない取引

- ・店舗で購入
- ・通信販売(ネット通販、テレビショッピングなど)
- ・フリマアプリなどの個人間売買
- ・不動産の賃貸契約
- ・自動車販売、自動車リース
- ・葬儀サービス
- ・使用した消耗品(化粧品、健康食品等)
- ・訪問販売、電話勧誘販売で3千円未満の現金取引
- ・個人ではなく営業としての取引 など



クーリング・オフはできなくても、解決できる場合があります。  
あきらめずに消費生活センターにご相談ください。



# 今日から始める！ エシカル消費 ②

あなたの消費が世界の未来を変える！

現在の私たちの暮らしは、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済システムの上に成り立っています。このシステムによって安い価格で商品・サービスを購入できる裏では、環境への負荷や社会的立場の弱い人への搾取が行われていることがあります。

こうした問題の解決のため、人や社会・環境に配慮した消費行動のことを「エシカル消費(倫理的消費)」といいます。

エシカル消費を意識することで、様々な社会的課題の解決に貢献できます。身近で簡単にできることもたくさんあります。日常生活の中で取り組んでみましょう。

## 日常生活で取り組めるエシカル消費の例

- ・節電・節水など省エネを心がける
- ・食べきれぬ量を考え、食品を購入する
- ・食品購入時は、手前に陳列されているものから取る
- ・スプーンやストローなどの使い捨てプラスチックの使用を減らす



### くらしの講座開催予定

市政だより・ホームページで詳しくお知らせします

**人生100年時代のマネープラン**  
9月28日(木)  
19時~20時30分  
まちなかキャンパス 301 会議室

**身近なことからはじめよう！  
未来をつくるエシカル消費(仮題)**  
11月27日(月)  
14時~15時30分  
まちなかキャンパス 301 会議室

弁護士または司法書士による  
**多重債務相談会**  
毎週水曜日開催  
事前にお電話ください

## 自転車と特定小型原動機付自転車(電動キックボード等)でヘルメット着用が努力義務化されました

・安全のため、着用に努めましょう  
ヘルメットを着用していないと、着用している場合と比較して致死率が2.6倍になっています。

・ヘルメットは安全が確認されたマーク表示のあるものを使用しましょう  
マーク表示のないヘルメットは、安全性能が劣っていました。(国民生活センター調査による)



安全性に関する規格等の適合マークの例 \*他にも安全基準が存在します



JIS マーク



SG マーク



JCF 公認マーク



JCF 推奨マーク



CE マーク(EN1078)

国民生活センター  
チラシより抜粋



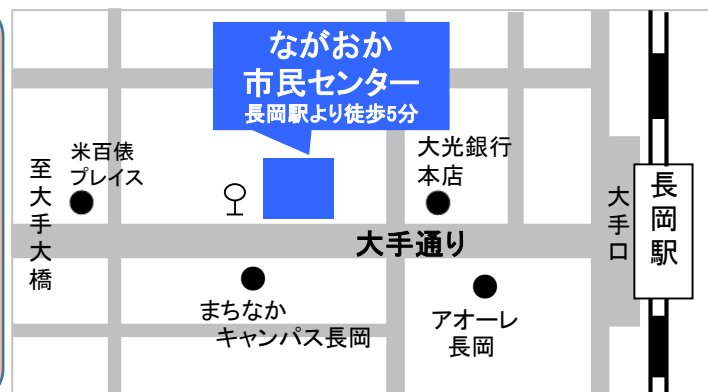
1歳未満の子どもを安全に自転車に同乗させることは困難です。自転車以外の移動方法を検討しましょう。

消費生活相談

多重債務相談

出前講座  
くらしの講座

相談方法：電話  
来所(要予約) \*まずはお電話ください  
相談時間：9:00~16:30  
(土・日・祝日・年末年始 休み)  
相談電話：0258-32-0022



専用駐車場はありません。長岡市提携駐車場をご利用ください。ご相談の場合は無料処理いたします。

## 長岡市消費生活センター

〒940-0062 長岡市大手通2-2-6  
ながおか市民センター2階

電話(講座申込など)：0258-32-0082  
FAX：0258-39-5050

★消費者ホットライン 電話188(局番なし)